



お弁当のあと歯をみがく
本庄幼稚園のよい子たち

歯は「若死に」している こまめな手入れで 寿命を延ばそう

ひとの平均寿命は、男性74.20歳、女性79.78歳（58年）。ところが、歯はちがいます。人間の寿命より歯の寿命のほうが短いのです。でも、手入れ次第で歯の寿命は延ばせます。手入れの第一は、「歯をいつもきれいにしておく」ことです。食事の後には、歯みがきや、うがいを歯を大切にしましょう。

きびしい国保の財政 健全な運営にご協力を

六十年度の国民健康保険税は、医療費の急増と、国からの補助金の減額により、これまで四年連続すえ置いていた税率を引き上げました。

この結果、国民健康保険に加入されている方がたの納められる保険税は、一世帯当たり年額にして平均十四万三千円（前年度比十二割増）、一人当たり平均五万四千円となります。（表2参照）
特集号では、増加の一途をたどる医療費の実態を探りながら、保険税の増加防止について考えてみたいと思います。

医療費の増加などで やむを得ず保険税アップ

医療費は、医学、薬学の進歩、疾病構造の変化などにより医療水準が高くなることともに、高齢人口の増加などによって年々増加し、六十年度では、百二億二千二百万円になるものと見込まれます。

59年度の一人 当たり医療費は

六十年度の保険税は、今後の医療費を十分考えた上で決めました。国民健康保険の運営は、みなさんから納付された保険税と、国からの補助金、社会保険からの交付金などによって行っており、医療費の七割を負担するほか、自己負担が五万一千円を超えたときに支給する高額療養費、助産費、葬祭費などを支給していただが、医療費が増え

保険税の引き上げを 防ぐには

こういって、保険税の引き上げを防ぐためには、一人ひとりが健康に心がけ、病気になるようにし、医療費の節約に努めるしか道はありません。ちなみに五十九年度中に、お医者さんにかかった回数、被保険者一人平均七・二回、日数で三十二日間となっています。

滞納がふえることも 保険税増加につながる

滞納が多くなると、国からの補助金が減額されますので、その分が保険税の増加につながることもあります。

納税にご協力を

保険税の納付は、個人で銀行、郵便局、農協等の窓口で納める自主納税のほか、団体納付、口座振替等があります。

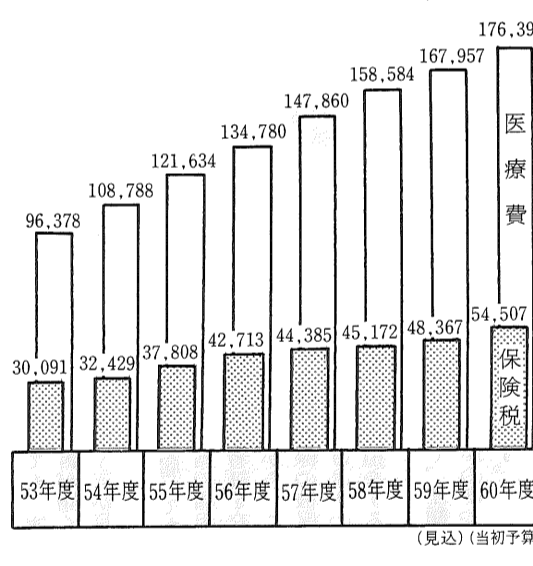
滞納者には 差し押え処分も

滞納者には、58年度一六六件、59年度一〇九件の差し押え処分があります。

交通事故にあったとき 医療費は加害者負担

交通事故など、第三者から傷害を受けたときは、被害者に重大な過失がない限り、加害者が医療費の全額を負担すべきです。もし、国保で診療された場合は、あとで国保が加害者に医療費全額を請求することになるため、必ず届けをしてください。

(表2)
一人当たり医療費と保険税のうつつりかわり
(単位：円)



老人医療 本当は無料でない

老人保健法では、七十歳以上の高齢者は、医療費が軽減されることになっています。

◎ 保険税の計算のしかた (表1)

区分	年度	59年度	60年度
①所得割額	(前年の総所得金額-基礎控除(26万円)) × 税率	税率 9.5 / 100	税率 10 / 100
②均等割額	被保険者1人当たり	12,900円	17,000円
③平等割額	1世帯当たり	18,000円	23,000円

年税額は①+②+③の合計額で最高限度額は、前年度と同額35万円にすえ置いています。
※低所得者には保険税が減額されます。

国保に加入されている方の中には、所得の低い方もいます。そこで、低所得者の税負担を少しでも軽くするために、均等割と平等割から一定額を減額しています。

- (A) 昭和59年中の総所得金額が、26万円以下の世帯の場合
- 1人につき17,000円のうち7,740円を減額します。
 - 1世帯につき23,000円のうち10,800円を減額します。
- (B) 昭和59年中の総所得金額が、世帯主を除いた被保険者数×19万5千円+26万円以下の世帯の場合
- 1人につき17,000円のうち5,160円を減額します。
 - 1世帯につき、23,000円のうち7,200円を減額します。



退職者医療制度とは……

- 国保の被保険者で、長い間会社や官庁等に勤め、厚生年金や共済組合などから年金を受けている人とその家族は、「退職被保険者及びその扶養家族」として七十歳になつて老人保健に移るまで、「退職者医療制度」という新しい制度で診療を受けることとなります。昭和五十九年十月一日からの制度
- 【退職被保険者になる人】 次の条件にあてはまる人が退職被保険者となります。
- 1 国保の被保険者であること。
 - 2 下の表の法律に基づく年金制度から老齢（退職）年金を受けている人。
 - 3 これらの年金加入期間が十年以上あり、通算老齢（退職）障害年金を受けている人。



医療費の一部が窓口で支払われます！

被保険者が同一月以内に同一の医療機関で治療を受けた場合、窓口で支払った自己負担分（三割）が次のような金額を超えた場合、その差額について高額療養費の支給が受けられます。

- ① 被保険者の自己負担金の額が一人五万一千円（住民税非課税世帯は三万円）を超えた場合の差額。
- ② 同一世帯で、同一月の支払いが三万円（住民税非課税世帯は二万一千円）以上の人が二人以上いる場合は、合算して一

高額療養費

高額療養費の支給例

- ① 60,000円を病院で支払った場合
60,000円 - 51,000円 = 9,000円
高額療養費9,000円が支給されます。
- ② (Aさん30,000円) 病院で支払った場合
(Bさん40,000円)
Aさん Bさん
(30,000 + 40,000) - 51,000円 = 19,000円
高額療養費19,000円が支給されます。
- ③ 60,000円病院で支払った場合
1回目～3回目までは、前記①の計算例による。4回目から……
60,000円 - 30,000円 = 30,000円
高額療養費30,000円が支給されます。

【資格の発生と届出】 退職被保険者の資格は、年金の受給権が発生した日に生じます。年金の裁定請求をするとき年金証書が送られてきます。

年金証書が届いたら、十四日以内に国保へ届け出なければなりません。

【扶養家族】 退職被保険者の扶養家族として認められる人は、退職被保険者といつしよに暮らし、主として退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係でもよい）及び三親等内の親族
- ② 配偶者（内縁関係でもよい）の父母及び子（その配偶者が死亡したあとの父母及び子でもよい）。なお、退職被保険者本人が七十歳になつて老人保健の適用を受けるようになったとき、または死亡したときは、扶養家族は国保の一般被保険者となります。

【扶養家族の届出】 扶養家族の届出は世帯主が行います。届書と共に必ず……



私の健康法

水ヶ江二丁目 松田 秀夫さん(72)

街の美化奉仕作業に健康増進、家庭に一日ジツトしているおとけ。三月下旬よりチューリップ、スライセン等いろいろの花が咲き始め、四月五月にか

街の美化奉仕

て来るので散水、施肥、除草等に気を配りながら健康をすすめる運動として花だんの手入れに励むことを私たち会員の合言葉に受診率ゼロを目指している。

療養費

- ◎ 急病でやむなく非保険医にかかったときや輸血時の生血代については、全額支払ったあとで、七割分の払い戻しを受けられます。
- ◎ コルセット等の治療器具代、骨折、ねんざ等で治療を受けた場合は、治療器具代の七割分の払い戻しを受けられます。
- ◎ 看護料、移送費、重病のための付添看護料や、患者移送のための費用の一部が支給されます。
- ◎ 葬祭費 被保険者が死亡したとき、葬祭費として三万五千元が支給されます。単身者の場合、葬儀をした人に支給されます。

その他の給付

◎ 助産費 被保険者がお産したとき……

給付

退職者医療制度で診療を受ける場合は、次のような給付が受けられます。

- ① 退職被保険者本人。医療費の八割（自己負担二割）
- ② 扶養家族。医療費の七割（自己負担三割）

外来受診……七割（自己負担三割）
入院……八割（自己負担二割）

【特例療養費】 退職被保険者の資格は年金の受給権が発生した日に生じます。それから年金の裁定請求を受けた場合は、治療器具代の七割分の払い戻しを受けられます。

◎ 看護料、移送費、重病のための付添看護料や、患者移送のための費用の一部が支給されます。

◎ 葬祭費 被保険者が死亡したとき、葬祭費として三万五千元が支給されます。単身者の場合、葬儀をした人に支給されます。



給付を受けるとき		その他				やめるとき		加入するとき		こんなとき
葬祭費(申請書)	助産費(申請書)	療養費(申請書)	高額療養費(申請書)	出かせぎ等で長期間他府県等に転出する被保険者証が必要なとき	修学で他の市町村へ転出する被保険者証が必要なとき	死亡したとき	生活保護を受けるとき	生活保護を受けなくなったとき	子供が生まれたとき	転入したとき
印被保険者証	印母子手帳	印領収書	印被保険者証	印被保険者証	印被保険者証	印被保険者証	印被保険者証	印被保険者証	印被保険者証	印被保険者証

国民健康保険の手続き

こんなときは十四日以内に手続きを(6番窓口)

持参するもの